

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号

0127

平成31年度行政事業レビューシート(内閣府)

事業名	児童手当等交付金に必要な経費			担当部局庁	子ども・子育て本部			作成責任者		
事業開始年度	昭和46年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	児童手当管理室			室長 伊藤 洋平		
会計区分	年金特別会計子ども・子育て支援勘定									
根拠法令(具体的な条項も記載)	・児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)第18条、19条 ・児童手当法施行令(昭和46年9月4日政令第281号)第5条			関係する計画、通知等	児童手当法第19条に規定する交付金の取扱いについて(内閣総理大臣通知 平成27.5.14府子本第102号)					
主要政策・施策	子ども・若者育成支援、少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。									
事業概要(5行程度以内。別添可)	別紙のとおり。 なお、本事業は平成26年度末まで厚生労働省において実施し、平成27年度より内閣府において実施している。平成24年8月に可決・成立した子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行され、内閣府へ子ども・子育て本部が設置された。子ども・子育て本部においては、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等に対する財政支援や児童手当の支給等について一元的に行うこととし、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしている。 (厚生労働省作成平成27年度行政事業レビュー「子どものための金銭の給付交付金に必要な経費」(事業番号676))									
実施方法	負担									
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求				
		当初予算	1,415,471	1,400,678	1,379,547	1,348,808	1,338,576			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
	計	1,415,471	1,400,678	1,379,547	1,348,808	1,338,576				
	執行額	1,369,886	1,352,118	1,331,428						
執行率(%)	97%	97%	97%							
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	97%	97%	97%							
平成31・32年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由						
	児童手当等交付金	1,293,459	1,278,850							
	特例給付等交付金	55,349	59,726							
	計	1,348,808	1,338,576							
	成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載									チェック
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と28~30年度の達成状況・実績					
		児童手当は、要件に該当する者(0歳~中学校卒業までの児童を養育する者)に対して支給されるものであり、目標値の設定はできない。			児童手当の支給により、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。					
	代替目標	代替指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標	目標最終年度	
		児童手当受給者数		実績	人	9,397,862	9,268,341	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	児童手当受給者数	活動実績		人	9,397,862	9,268,341	-	-
当初見込み			-	-	-	-	-	-

単位当たりコスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	本事業は、市町村が児童手当の支給に要する費用の一部を交付するものであり、単位あたりコストの算出にはなじまない	単位当たりコスト		-	-	-	-	-
計算式			-	-	-	-	-	

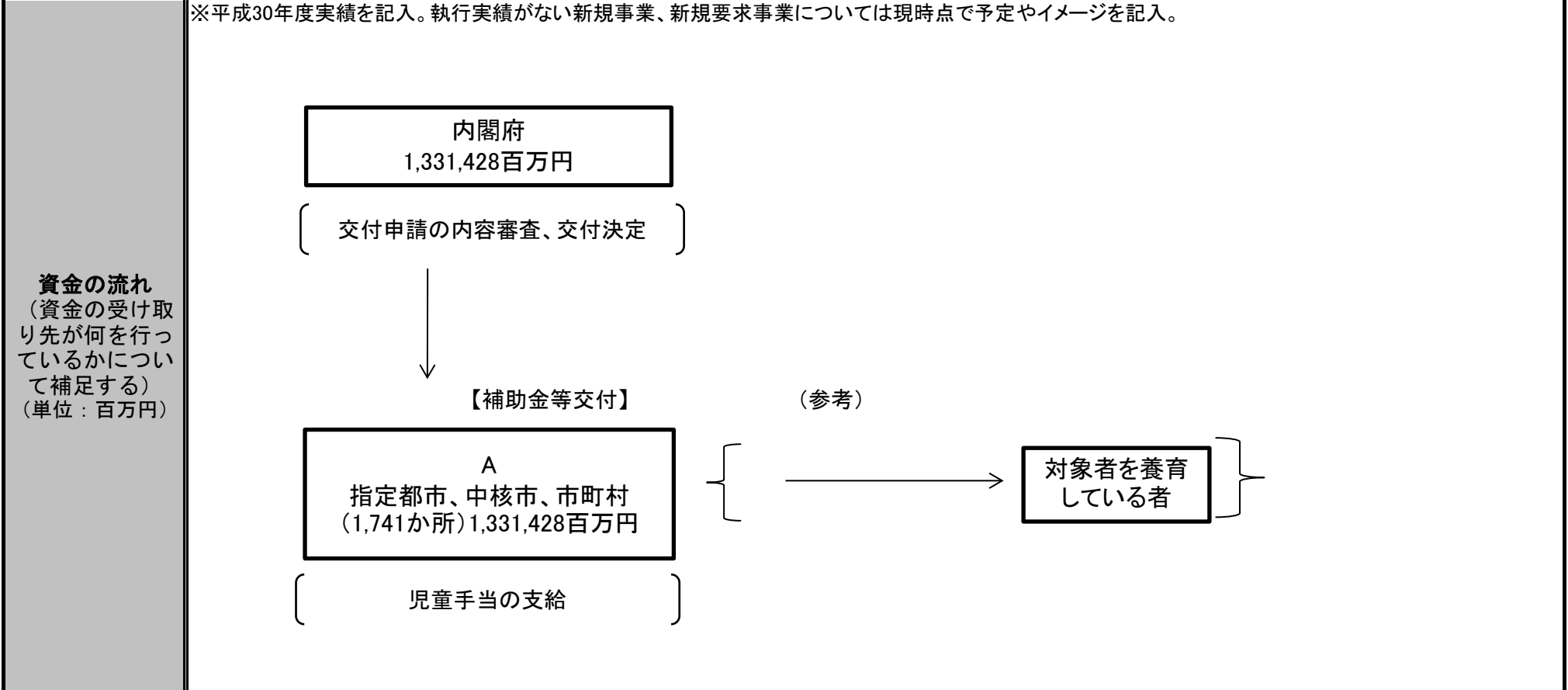
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	20. 子ども・子育て支援の推進							
	施策	②子ども・子育て家庭の生活安定化等の推進							
	測定指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 31 年度
		児童の出生に伴い新規認定した者のうち、児童の出生月の翌月分から支給された者の割合 ※目標値は右記の数値以上とする。	実績値	%	97	97	99	-	-
			目標値	%	95	95	95	-	95
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
<p>児童手当は請求した月の翌月分から支給されるものである。子どもが生まれた場合は、生まれた月又は出生日の翌日から起算して15日以内に請求すれば、出生月の翌月分から支給されるが、逆に当該期間を過ぎてから請求した場合は、請求した月の翌月からの支給となり、本来受け取れたはずの月分の手当てが受け取れなくなる。</p> <p>このため、行政は受給資格者に対して、受給事由が生じた際は速やかに認定請求していただくよう勧奨することが肝要であり、当室から自治体向けに広報資料の作成及びホームページへの掲載等を行い、また、自治体においては、出生届提出の際に児童手当の申請の案内を行う等により、未申請者の減少を図ることで、目標の達成に寄与することとなる。</p>									

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	少子化が進展する中で安心して子育てをできる環境を整備することは喫緊の課題であり、本事業は、子育て家庭の経済的負担の軽減を求める声に対し子ども及び子育て家庭を支援するため、児童手当支給対象者に現金給付を行っており、国民や社会のニーズを反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	児童手当法において定められていることから、国が実施すべき事業である。(地方自治体、事業主の負担あり)
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	子育て家庭は経済面での支援を求める声も強いこと等から、子ども及び子育て家庭を支援するという明確な政策目的の達成手段として 児童手当法に基づき支給されており、優先度が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	-
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は交付要綱に基づき交付することとなっており、地方自治体、事業主負担もあり、妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、児童手当の国庫負担分を市町村に対して交付するものである。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-	

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		-	児童手当は、0歳～中学校卒業までの児童を養育する者に対しては当然支給されることから、目標値の設定はできないが、今後とも適正な執行に努める。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	予算執行率は97%となっており、おおよそ活動指標は見込みに見合ったものとなっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	児童手当が支給対象者に確実に支給されることにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することが見込まれる。			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-			
	所管府省名	事業番号	事業名	-			
点検・改善結果	点検結果	本事業は、市町村が児童手当の支給に要する費用の一部を交付するものである。交付申請を行った全市町村に対し、交付金を交付しており、安定した制度の運用を行っている。					
	改善の方向性	引き続き、児童手当支給対象者に確実に手当を支給できるよう努めてまいりたい。					
外部有識者の所見							
行政事業レビュー推進チームの所見							
現状通り	引き続き、事業の実施のために必要な予算確保に努め、適正な予算の執行に努めること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現状通り	引き続き、児童手当支給対象者に確実に手当を支給できるよう努めてまいりたい。						
備考							
関連する過去のレビューシートの実業番号							
平成22年度	厚生労働省0960	平成23年度	厚生労働省0896	平成24年度	厚生労働省0778	平成25年度	厚生労働省0662
平成26年度	厚生労働省0666	平成27年度	新27-0005	平成28年度	0108	平成29年度	0111
平成30年度	内閣府 (0118)						

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



A.横浜市			B.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
児童手当	児童手当等交付金に必要な経費	38,109			
計		38,109	計		0

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応募者数)	落 札 率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	横浜市	3000020141003	児童手当等の支給	38,109	補助金等交付	-	-	-
2	大阪市	6000020271004	児童手当等の支給	27,398	補助金等交付	-	-	-
3	名古屋市	3000020231002	児童手当等の支給	24,162	補助金等交付	-	-	-
4	札幌市	9000020011002	児童手当等の支給	18,300	補助金等交付	-	-	-
5	福岡市	3000020401307	児童手当等の支給	18,018	補助金等交付	-	-	-
6	川崎市	7000020141305	児童手当等の支給	16,203	補助金等交付	-	-	-
7	神戸市	9000020281000	児童手当等の支給	15,628	補助金等交付	-	-	-
8	広島市	9000020341002	児童手当等の支給	14,035	補助金等交付	-	-	-
9	さいたま市	2000020111007	児童手当等の支給	14,011	補助金等交付	-	-	-
10	京都市	2000020261009	児童手当等の支給	13,736	補助金等交付	-	-	-

児童手当制度の概要

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する		
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額（年収ベース） ・960万円未満
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円） ○中学生 一律10,000円 ○所得制限以上 一律5,000円（当分の間の特例給付）	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
		実施主体	○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）
費用負担	○ 財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金（※）で構成 ※ 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（3.4/1000）を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当されている。		
	0歳～3歳未満 3歳～ 中学校修了前	被用者 特例給付 (所得制限以上) 児童手当	非被用者 国 2/3 地方 1/3 国 2/3 地方 1/3 国 2/3 地方 1/3 国 2/3 地方 1/3
財源内訳 (31年度予算)	[給付総額] 2兆1,253億円 (2兆1,694億円)	(内訳) 国負担分 : 1兆1,722億円 (1兆1,979億円) 地方負担分 : 5,861億円 (5,989億円) 事業主負担分 : 1,766億円 (1,817億円) 公務員分 : 1,904億円 (1,909億円)	うち特例給付 553億円 うち特例給付 277億円 うち特例給付 37億円
※ () 内は30年度予算額			